

# 国民健康保険料

# 住民税

# 払いすぎ

**障害者または寡婦(寡夫)の方で年金収入が245万円以下(65才以上の方)は住民税が非課税に**

(※65才未満でも年金収入195万円以下は非課税です)

①障害者手帳がない方でも、介護認定を受けていて「寝たきり」、「重度認知症」の方は障害者控除の対象になることがあります。対象になる場合は区役所で「障害者控除対象者認定書」の申請をします。

②「寡婦」(女性)となる人

◆夫と死別・離婚後婚姻していない人または夫が生死不明で、所得金額の合計額が38万円以下の生計を同じくする子がいるか、または扶養親族がいる人

◆夫と死別後未婚または夫が生死不明で、合計所得金額が500万円以下の人

③寡夫控除(男性)となる人

妻と死別・離婚後婚姻していない人、妻が生死不明で、所得金額の合計額が38万円以下の生計を同じくする子がいる人(合計所得金額が500万円を超える人は除く)

\*寡婦、寡夫は認定が不要です

**住民税が  
非課税になると**

- 1 国保、介護保険料が安くなります
- 2 医療費が安くなります
- 3 入所施設の利用料が安くなります
- 4 所得税が戻ってきます

**医療費、国民健康保険料、介護保険料、遠隔扶養なども控除の対象で、税金が下がります**

医療費控除……差額ベッド、入院時食事代、売薬、通院の交通費、介護保険の医療系サービス利用料など広範囲です。合計10万円以上が対象です。ただし、所得によっては10万円未満も対象になります。

社会保険控除……健康保険、国保料、国民年金、厚生年金、介護保険、雇用保険など

遠隔扶養……別居して学校に行っている子どもや、遠方の親族へ仕送りしている場合は扶養控除できます。ただし、被扶養対象者が所得38万円以下か、他の人の扶養になっていない場合です。

